

平成26年度 市民委員会資料①

所管事務の調査（報告）

新川崎・鹿島田駅周辺の路上喫煙防止重点区域の指定について

資料1 「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

資料2 「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域

資料3 パブリックコメント手続用資料

資料4 今後のスケジュールについて

市民・こども局

（平成27年1月21日）

「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

川崎市では、平成7年7月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ポイ捨て）防止に関する条例」を、また、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱と路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

平成27年3月に新川崎駅周辺地区及び鹿島田駅西部地区の整備が完了するため、新川崎・鹿島田駅周辺を重点区域に指定することにつきまして、パブリックコメントを実施しました。

その結果、9通（意見総数22件）の御意見をいただきましたので、その内容と市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案について
意見の募集	平成26年10月15日（水）から 平成26年11月14日（金）まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、ファクシミリ
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより ・ 市ホームページ ・ 各区役所市政資料コーナー ・ かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・ 市民・こども局市民生活部地域安全推進課 ・ 環境局生活環境部減量推進課

3 結果の概要

意見提出数（意見数）	9通（22件）	
（内訳）	電子メール	7通（16件）
	郵送	1通（1件）
	持参	0通（0件）
	ファクシミリ	1通（5件）

4 意見の内容と対応

寄せられた意見の内容は、概ね重点区域指定案に沿った意見や今後の参考とすべき意見であるため、当初案のとおり重点区域を指定します。

【御意見に対する対応区分】

A：御意見を踏まえ、重点区域指定案に反映させるもの

B：御意見の趣旨が重点区域指定案に沿った意見であり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの

C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの

D：施策に関する要望の御意見であり、施策内容を説明するもの

E：その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 新川崎・鹿島田駅周辺の重点区域指定等に関する意見		3	3			6
(2) 重点区域における指定喫煙場所に関する意見		3	1	1		5
(3) 路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散乱防止対策に関する意見		2		9		11
合計		8	4	10		22

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 新川崎・鹿島田駅周辺の重点区域指定等に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	新川崎・鹿島田駅周辺の重点区域指定に賛同。(3件)	新川崎・鹿島田駅周辺の重点区域指定により、当該地域における路上喫煙防止対策及び散乱防止対策を推進していきます。	B
2	重点区域指定案に隣接する場所・道路等も重点区域に指定してほしい。(2件) ・グリーンベルト沿いの道路等 ・塚越中学校へ続く道路	重点区域の指定は、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うため、人通りの多い、主にターミナル駅の駅前広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定しております。 御意見のありました区域につきましては、通行量や現状等を総合的に勘案し、重点区域としての指定は行いませんが、御意見の趣旨を踏まえ、指導員による巡回活動のほか、啓発及び清掃キャンペーンやのぼり旗等の広報活動を実施し、マナー意識の向上と地域環境美化の促進に努めてまいります。	C
3	特定の地域のみを重点区域としないでほしい。	重点区域の指定は、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うため、人通りの多い、主にターミナル駅の駅前広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定しております。	C

(2) 重点区域における指定喫煙場所に関する意見

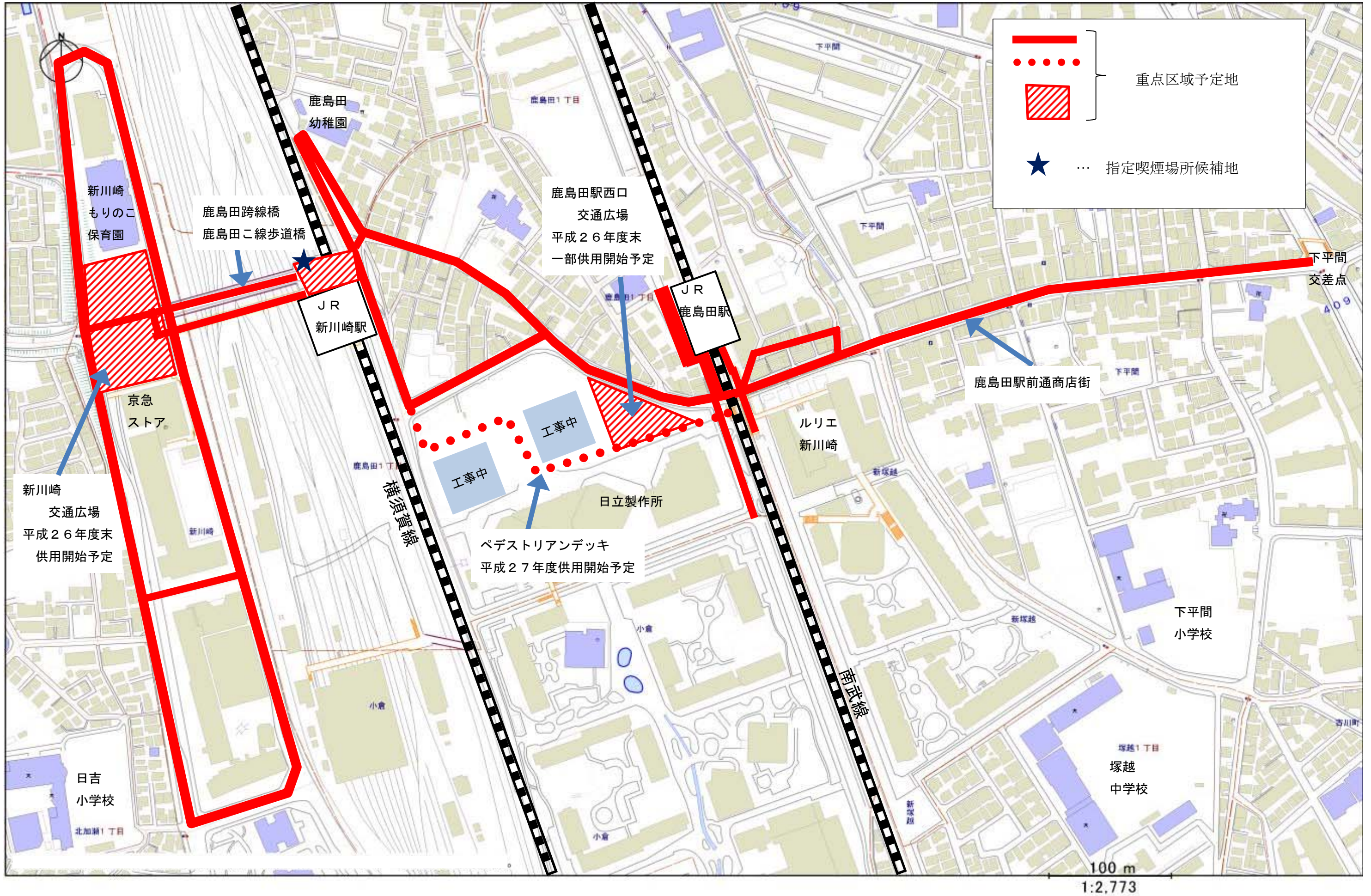
No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
4	<p>指定喫煙場所は、室内型のものを設置してほしい。</p>	<p>本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として制定しています。</p> <p>重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者を一定の場所に誘導することにより、歩行者が前述の危険を回避することを目的としています。道路状況等により室内型の喫煙場所の設置はできませんが、設置にあたっては、歩行者動線から外れた場所に設置するとともに、タバコの煙による不快感を軽減するための仕切りを設置します。</p>	D
5	<p>指定喫煙場所の設置にあたっては、バス停付近での喫煙禁止を考慮してほしい。</p>	<p>本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として制定しています。</p> <p>重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者を一定の場所に誘導することにより、歩行者が前述の危険を回避することを目的としています。設置にあたっては、極力、歩行者動線から外れた場所に設置するとともに、タバコの煙による不快感を軽減するための仕切りを設置します。</p>	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
6	指定喫煙場所を設置しないでほしい。	<p>本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的に制定しています。</p> <p>重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者を一定の場所に誘導することにより、歩行者が前述の危険を回避することを目的としておりますので、仕切りを設置し、指導員の巡回活動を行い指定喫煙場所内での喫煙を促しております。</p>	C
7	安心してゆったりとたばこが吸える指定喫煙場所を設置してほしい。	<p>本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的に制定しています。</p> <p>重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者を一定の場所に誘導することにより、歩行者が前述の危険を回避することを目的としておりますので、仕切りを設置します。</p>	B
8	指定喫煙場所の清掃は駅の清掃と一緒に実施してほしい。	指定喫煙場所は、定期的に清掃を実施し、指定喫煙場所の維持管理及び周辺環境美化に努めてまいります。	B

(3) 路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散乱防止対策に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
9	取り締まりを強化（夜間も）してほしい。（4件）	指導員による効果的な巡回活動を実施するとともに、定期的なキャンペーンなど広報啓発活動を継続して実施していきます。	D
10	重点区域内での違反者には罰則の適用を徹底し、違反者を摘発してほしい。（3件）	条例の趣旨は、過料徴収が目的ではなく、目的達成の手段と考えていることから、違反者に対しては、まず注意・指導を行い、路上喫煙及びポイ捨て行為を止めさせることが重要と考えています。 なお、注意・指導を行っても、それに従わない悪質な違反者に対して罰則を適用し過料を徴収します。	D
11	重点区域内のコンビニなどが店先に設置している灰皿は撤去してほしい。	本市としましては、民間事業者の敷地内にある灰皿の撤去を強制することはできませんが、公道にはみ出での設置や喫煙がある場合につきましては、設置者に対して撤去や移動等の対応を要請してまいります。	D
12	各種広報、周知措置を繰り返し実施することにより通行者の意識の定着を進めてほしい。	指導員による効果的な巡回活動を実施するとともに、定期的なキャンペーンなど広報啓発活動を継続して実施してまいります。	B
13	指定道路だけでなく、周辺道路も含めて定期的に清掃を実施してほしい。	重点区域を中心とした巡回活動により広報啓発活動を継続していくほか、道路管理者と連携を図りながら、環境美化に努めてまいります。	D
14	ポイ捨てとタバコをバラバラにやるのではなく、他都市のようにさまざまな課題も含めて取り組んでほしい。	散乱防止及び路上喫煙防止対策については、指導員の巡回活動や定期的なキャンペーン活動を通じて連携して推進していきます。	B

「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域



「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案についてご意見をお寄せください

川崎市では、平成 7 年 7 月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ポイ捨て）防止に関する条例」を、また、平成 18 年 4 月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱の防止及び路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

平成 27 年 3 月に新川崎駅周辺地区及び鹿島田駅西部地区の整備が完了するため、新川崎・鹿島田駅周辺を重点区域に指定し、当該地域における飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止の取組を推進していきますので、別紙重点区域指定案について皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成 26（2014）年 10 月 15 日（水）～11 月 14 日（金）

※郵送の場合は当日消印有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民・こども局市民生活部地域安全推進課または環境局生活環境部減量推進課あてにご意見をお寄せください。

- (1) 電子メール (<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)
川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従ってご意見を提出してください。
- (2) 郵送・持参
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
・川崎市市民・こども局市民生活部地域安全推進課あて（川崎フロンティアビル 7 階）
・川崎市環境局生活環境部減量推進課あて（川崎市役所第 3 庁舎 16 階）
- (3) ファクシミリ
FAX 番号 044-200-3869（市民・こども局市民生活部地域安全推進課）
044-200-3923（環境局生活環境部減量推進課）

《注意事項》

- ・ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭でのご意見の提出は、ご遠慮願います。

3 その他

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

4 問い合わせ先

- ・路上喫煙防止について : 市民・こども局市民生活部地域安全推進課
電話 044-200-2284/FAX 044-200-3869
- ・飲料容器等の散乱防止について : 環境局生活環境部減量推進課
電話 044-200-2580/FAX 044-200-3923

1 条例の概要

■川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）【平成7年7月1日施行】

■川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）【平成18年4月1日施行】

条例のポイント

○ポイ捨て禁止条例：地域の環境美化の促進を目的として制定しました

○路上喫煙防止条例：歩行者の安全確保を目的として制定しました

○散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域を指定します

特に「散乱を防止する」「路上喫煙を防止する」必要があると認める主要駅周辺などを「散乱防止重点区域」「路上喫煙防止重点区域」に指定します。

現在、川崎駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺及び新百合ヶ丘駅周辺を重点区域として指定しています。

○条例には罰則を定めています

「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処せられます（指定喫煙場所を除く）。

「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処せられます。

2 重点区域指定の考え方

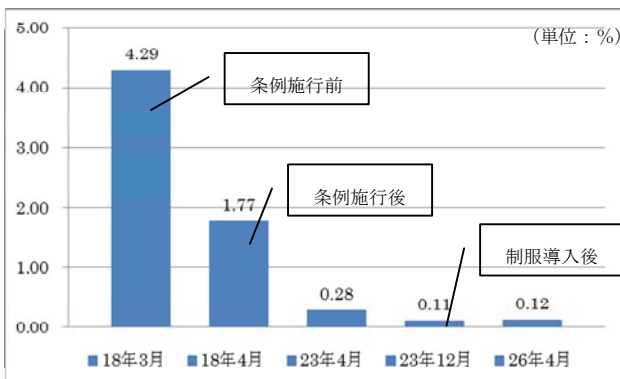
駅前広場を起点とした主要道路や公共的施設、商店街等を結ぶ道路を重点区域として指定します。

重点区域については、人の往来が多い区域を指定することで、重点的、集中的かつきめ細かな普及啓発を行うことができ、条例の周知・PR等の効果が図れます。

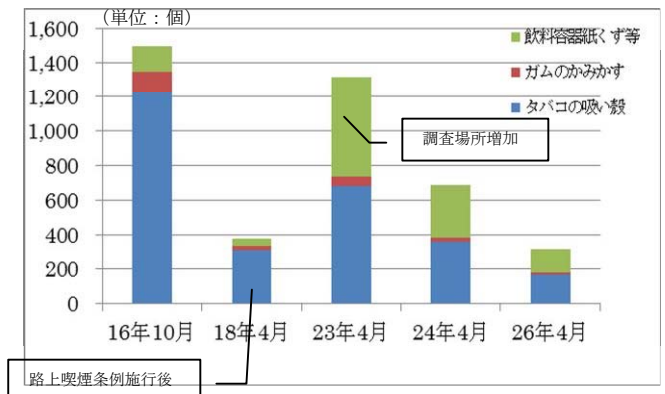
3 重点区域指定による効果

歩行者に占める散乱状況及び喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、条例施行後、制服導入後と対策の強化を図るごとに減少しており、一定の効果が現れています。散乱物についても減少しています。

（参考）○川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合
（午前8～9時の定点観測値）



（参考）○川崎駅周辺の散乱物調査結果
（15時～17時の定点観測値）



4 重点区域指定の目的

安全で快適なまちづくりを目指すため、新川崎・鹿島田駅周辺を散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域に指定し、当該地域における飲料容器等の散乱防止・路上喫煙防止の取組を推進します。

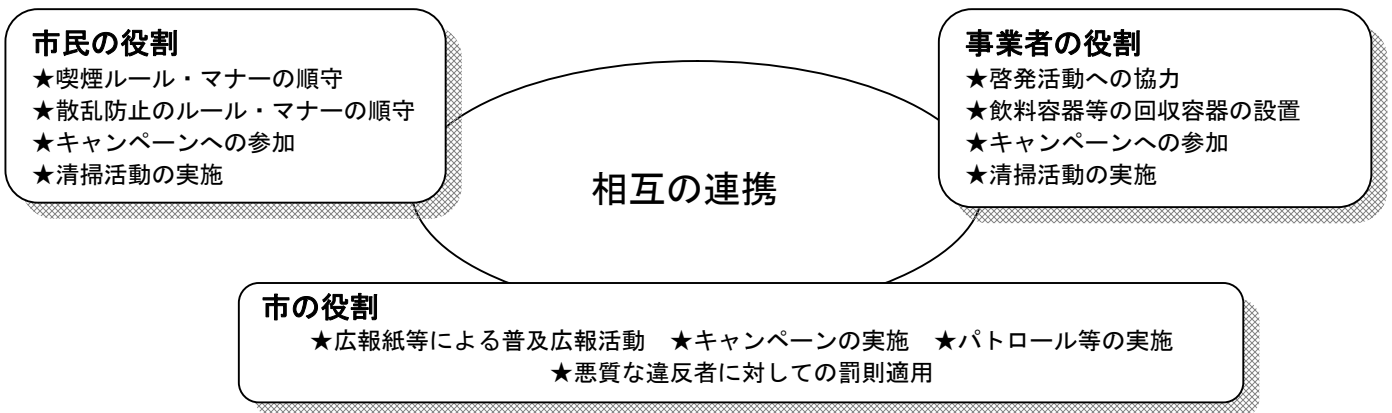
重点区域指定の背景

現在、川崎駅周辺（川崎区・幸区）、武蔵小杉駅周辺（中原区）、武蔵溝ノ口駅周辺（高津区）、鷺沼駅周辺（宮前区）、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺（多摩区）及び新百合ヶ丘駅周辺（麻生区）を重点区域として指定しています。新川崎・鹿島田駅周辺の整備が、平成27年3月で一定程度完了することから、両駅周辺の重点区域指定を行います。

新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案については別図をご覧ください。なお、喫煙者にルール・マナーを順守していただき、条例の実効性を確保するため、指定する重点区域内に、指定喫煙場所を設置する予定です。

5 今後の取組

散乱防止・路上喫煙防止の取組を具体的に推進していくためには、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、取り組んでいく必要があります。



■主な普及広報活動

市政だよりをはじめ、固定式標示板等の設置、ポスターの掲出、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止等啓発キャンペーンなどを通して、新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定に係る普及広報活動を行っていきます。



標識



路面標示

■今後の体制

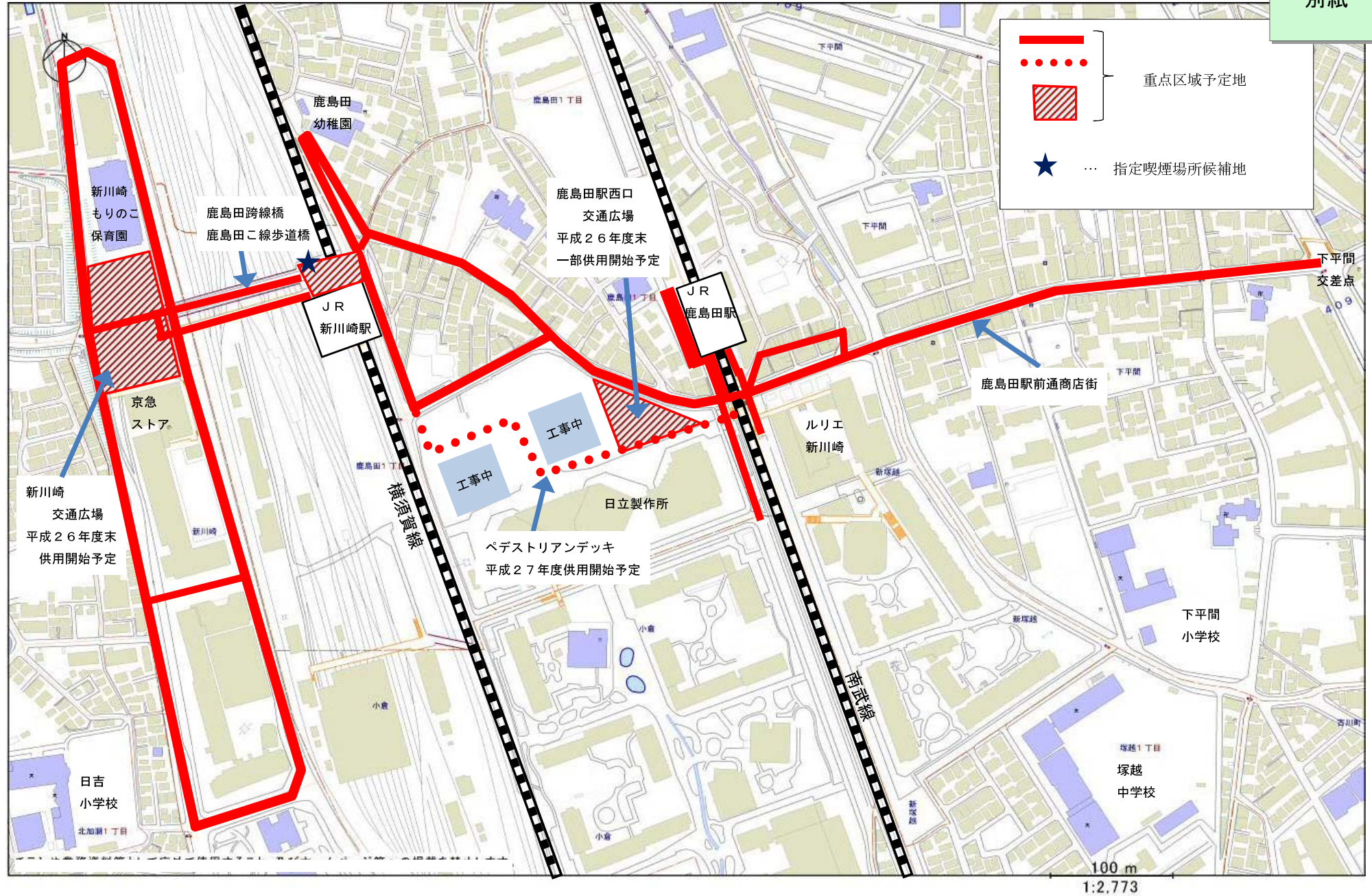
指定後も、駅頭でのキャンペーンをはじめ、定期的に指導員が巡回し、ポイ捨て行為者及び路上喫煙者に対する注意・指導を行います。

■重点区域指定施行日（予定）

平成27年4月1日

新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域指定（案）

別紙



今後のスケジュール

	平成27年度			平成27年度以降
	1月	2月	3月	
関係者との調整		<ul style="list-style-type: none"> ●関係者会議の開催 (1月29日) <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果 ・町内会関係 ・商店会関係 ・大規模事業者等 		路上喫煙防止・散乱防止対策の継続実施 他の重点区域周辺の整備状況等を踏まえ区域変更の検討(武蔵溝ノ口南口等)
庁内調整	<ul style="list-style-type: none"> ●政策調整会議 (1月16日) 	法制課協議 告示起案	指定喫煙場所・ 標識等の設置	
市民意見等手続 (パブリックコメント等)		意見公表		
議会対応	<ul style="list-style-type: none"> ●委員会 (市民・環境) 幸区選出議員への情報提供 (1月21日) 			
報道対応 広報関係		<ul style="list-style-type: none"> ●報道機関へ資料 投げ込み (2月下旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報啓発等 <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンの継続実施 ・啓発グッズの配布 ・市政だより掲載 ・ポスターの掲出 ・リーフレットの配布 	
2月27日重点区域指定告示				
新川崎交通広場完成				
4月1日重点区域指定施行				